

第 2 回 I T E R 特別作業部会の結果について

平成11年 8 月
核融合開発室

本年 3 月の I T E R 会合（於：仏）において、建設以降の段階（建設、運転、利用、運転終了）における主要事項（コスト分担、ホスト極・非ホスト極の義務、事業体組織・運営形態、発注方式、第 3 国の参加等）に関する具体的検討をワ・ミットル・ベースで行う特別作業部会を設置し、本年末までに報告書を作成し、来年 1 月の I T E R 理事会で同報告書を検討することが合意された。今次会合は、同特別作業部会の第 2 回目である。

1. 日 時 平成11年 7 月 26～28 日
2. 場 所 ラウエ・ランジェバン研究所（仏 グルノーブル）
3. 出席者

日本	中村 雅人	科学技術庁核融合開発室長（日本メンバー代表）
	岸本 浩	日本原子力研究所理事（共同議長）
	高津 英幸	" ITER業務推進室調査役（コンタクトパーソン）
	栗原 和久	" ITER開発室主査 他
EU	E. カピオ	EU第12総局顧問（EUメンバー代表、コンタクトパーソン）
	K. ビンカ	前マックス・プランクプラズマ物理研究所長（共同議長）
	J. ワー	CEA最高委員付科学審議官
	J. バメラ	カザラッシュ研究所核融合部長
	D. ダトヴィック	ITERカナダ運営課長 他
ロシア	V. コルガビアン	原子力省原子力科学局次長（ロシアメンバー代表）
	O. フィリフ	イレモフ研究所科学技術センター長（ネームチームリーダー）
	A. ヴェイフ	外務省一等書記官 他
ITER	R. イマール	ITER共同中央チーム所長 他

4. 結果概要

(1) 建設以降の段階における主要事項

本件についての議論の概要以下のとおり。括弧内はこれまでの議論の概要。

○概ね共通認識に至った事項

- （・均等貢献の原則の適用は不適切であること。）
- （・活動参加に必要な最低限の貢献レベルを定めること。）
- （・貢献の方法としては、共通基金方式と in-kind 方式の両方が必要であること。）
 - ・貢献方法の共通基金方式と in-kind 方式の割合については、事前に定めること。
- （・事業主体については、ホスト極の国内法に基づき設立される法人とすることが望ましいこと。）

- ・事業主体の所長には計画の成功のために必要な権限を付与すること。
- ・事業主体が直接雇用する職員数は少なくすること。派遣職員については5年程度の契約とすること。
- (・各極内に調達等を実施する支援機関をそれぞれ置くこと。)
- (・許認可についてはホスト極の法令に従うこと。)
- (・ホスト極は社会インフラの整備や各種支援活動において然るべき役割を果たすこと。)
- (・第3国の参加については、建設協定発効後に可能とし、最低限の貢献レベルを満たすこと及び各極の承認が得られることを条件とすること。)

○共通認識に至らなかった事項

・事業主体の在り方

研究開発に関する施設の建設・利用に関する国際協力の例として、ラウエ・ランジェバン研究所（ILL：中性子源用実験炉を運転）及び欧州放射光実験施設（ESRF）の職員より説明を聴取した（両者とも仏国の国内法に基づく非営利団体として設立され、各国からの資金により建設、運営されている研究所）。また、カナダより、カナダの国内法に基づく非営利団体として設立するアイディアが示された。日本より、参加極による会議体を設置するとともに我が国の特別立法により設立された法人とするアイディアが示された。

事業主体の在り方については共通認識に至らず、次回以降継続して検討を行うこととなった。

- ・意志決定方式（具体的な検討は次回会合予定）
- ・コスト分担（具体的な検討は次回会合予定）

(2) 建設に向けたスケジュール

EUより、早期に建設協定非公式政府間交渉を開始すべきとの提案があった。

(3) 今後の特別作業部会のスケジュール

第3回 10月4～6日（於：セント・ペテルズブルグ）

- ・主要事項（事業主体、調達、知的所有権等）についての検討
- ・報告書第一次ドラフトの作成

第4回 12月6～9日（於：ウィーン）

- ・最終報告書の作成